



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2020年11月号(J255)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 2019年台湾とWIPOの特許出願受理に係る傾向の比較分析
- 02 意匠関連法規を緩和、デジタル産業へ大きな恩恵
- 03 「Black Mamba」は著名な芸名、同意を得ずに商標登録できず
- 04 台湾の科学研究開発力を評価、「2020 R&D 100 Awards」で台湾が大賞7件を受賞

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
「好神拖」と「真神拖」との商標大戦！

今月のトピックス

J201020Y1

01 2019年台湾とWIPOの特許出願受理に係る傾向の比較分析

知的財産局が発表した「2019年わが国とWIPOの特許出願受理に係る傾向の比較分析」によると、台湾はここ3年に特許出願受理件数が増加傾向にあり、2019年は4万5650件（年成長率2.6%）に達しており、また世界知的所有権機関（WIPO）に対する特許出願件数も10年連続で成長を遂げ、2019年（推定値）は26万5800件（年成長率5.2%）に達する見込みだという。

台湾ではここ3年に内国出願人（居住者）と外国出願人（非居住者）の出願件数が成長し続けており、2019年に内国出願人は1万8294件（全体の40.1%）、外国出願人は2万7356件（同59.9%）であった。そのなかで、日本が最も多く、米国、中国がそれに次いでおり、件数はいずれも増加傾向にある。WIPOへの特許出願は出願人国籍別にみると、中国が10.6%と大幅に増加して、初めて米国、日本等を抜いて首位を占めた。

特許の技術分野別にみると、台湾への特許出願はここ5年にわたり常に「半導体（Semiconductors）」が最も多く、2019年には全体の11.6%を占めた。次いで「コンピュータ技術（Computer technology）」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー（Electrical machinery and apparatus, energy）」、「光学（Optics）」の順となっている。WIPOへの特許出願は「コンピュータ技術」が最も多く、次いで「デジタル通信（Digital communication）」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」の順となっており、「半導体」と「光学機器」はそれぞれ9位と10位だった。

主要な国（地域）別に台湾への出願の技術分野トップ3をみると、ドイツと香港を除き、いずれも「半導体」が含まれている。最も多い分野は、日本、米国、韓国が「半導体」、台湾、中国、香港が「コンピュータ技術」、ドイツが「有機ファイン・ケミストリー（Organic fine chemistry）」であった。

国（地域）別にWIPOへの出願の技術分野をみると、ドイツを除きいずれも「コンピュータ技術」が上位に含まれており、そのうち中国と韓国が最も多く出願した技術分野は「デジタル通信」であり、米国は「コンピュータ技術」、日本は「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、ドイツは「運輸（Transport）」であり、台湾における特許戦略の重点とは異なっている。（2020年10月）

J201019Y1

02 意匠関連法規を緩和、デジタル産業へ大きな恩恵

知的財産局はニュースリリースにおいて、新興技術やデジタルイノベーション経済の発展への対応とともに、近年の台湾意匠制度の見直しにより、同局は2020年9月29日に「専利審査基準-第三篇意匠の実体審査」一部改訂版を公布し、11月1日からの施行を発表した。コンピュータ表示画面上のアイコン（computer generated icons）並びにグラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）の意匠は実体の物品に応用する必要があるという従来の制限を緩和すると同時に、意匠登録出願の開示要件も緩和して、ソフトウェア業者がより容易に意匠の保護を取得できるようにする。

知的財産局は毎年8000件近くの意匠登録出願を受理しており、従来は、ソフトウェア業者又はデザイナーがコンピュータ表示画面上のアイコン又はGUIの設計について意匠の保護を受けようとするならば、意匠登録出願時にそのグラフィックデザインを応用する実体の物品（例えばスクリーン、モニタ又は携帯電話端末等）を指定する必要があった。しかしながら、新興技術の発展に伴い、グラフィックデザインはディスプレイ装置を含む従来の製品を使わなくても、空間に投影したり、VR、AR等のデバイスでユーザーの周囲にも表示したりできるようになっている。

さらに、これらグラフィックデザインを設計又は開発する者は往々にしてスクリーン、モニタ、携帯電話端末等のハードウェアの設備又は製品を生産、製造するメーカーではなく、その真の設計者又は創作者は多くがソフトウェア開発者である。彼らにとって、これらのグラフィ

ックデザインはソフトウェアの一部であり、しかも様々なデジタル製品に使用でき、それが取得しようとする意匠の保護の範囲は特定の实体物品に限定すべきではない。よって、今回の審査基準の改訂では、グラフィックデザインが実体の物品に応用する必要があるという従来の制限を緩和し、出願人は「コンピュータプログラム製品」等の実体の形態を持たないソフトウェア又はアプリケーションプログラムにおいての応用を指定することができるようにし、今の科学技術の発展及び業界のニーズに対応していく。

グラフィックデザイン関連規定の緩和以外に、今回の審査基準改訂では、意匠の明細書及び図面の開示要件を緩和すること、建築物及び室内設計も意匠の保護対象であることを明確に規定すること、意匠の分割出願に関する規定を緩和すること等も含まれている。

今回の審査基準改訂によって、出願人はより容易に、かつより柔軟に意匠登録を出願できるようになるとともに、意匠に対するより全面的な保護を取得することができるようになる。知的財産局は、関連する知的財産権保護制度に対する段階的な見直しと更新によって、業界が革新し続けられるよう協力し、台湾産業の競争力を向上させるとともに、「デジタル国家、スマートアイランド (Digital Taiwan, Smart Island)」というビジョンを実現することを目指している。(2020年10月)

J201004Y2

03 「Black Mamba」は著名な芸名、同意を得ずに商標登録できず

林○○(男)は2016年4月に知的財産局に対して「Blackmamba 設計文字」を以って衣類、Tシャツ、アウター等の商品での使用を指定し商標登録を出願し、許可されたが、同商標は米Kobe Inc.から異議が申し立てられ、取消処分を受けた。林○○はこれを不服として、行政訴訟を提起したが、これも棄却された。知的財産裁判所に提訴したが敗訴し、さらに最高行政裁判所に上訴していたが、最高行政裁判所は先日、林○○からの上訴を棄却する決定を下した。

知的財産裁判所の判決書によると「Kobe Bryant (コービー・ブライアント)」は米国プロバスケットボールリーグNBAの有名なスター選手であり、コート上では攻撃力、移動の素早さ、機敏性という特徴をそなえていることから、アフリカで移動速度が最も速い毒蛇「Black Mamba」にたとえられた。2010年6月から2016年4月までに「Kobe Bryant」の公式FB又は大手スポーツメディア及びファンは、「Black Mamba」、「黒曼巴」を以って「Kobe Bryant」を指し、それをニックネーム、別名、芸名としていたため、すでに国内(台湾)の消費者(観衆)の注意を強く惹いており、国内消費者は「Black Mamba」と標示された商品を見ると「Kobe Bryant」と関連性があると認知するようになっている。

知的財産裁判所は判決書において次のように指摘している。「Black Mamba」は「Blackmamba 設計文字」の商標登録出願時には国内における著名な芸名となっており、林○○は「Kobe Bryant」の同意を得ずにその人格権を損ない、その著名な芸名を利用して国内で商業活動を行い、一定の経営効果を有する財産権を生み出したことは、商標法の登録できない商標の規定に違反している。知的財産局が「Blackmamba 設計文字」商標の登録を取り消した処分は、法に合わないところがなく、処分維持の行政決定にも誤りはない。原処分及び訴訟決定の取消しという林○○の訴えには理由がなく、棄却すべきである。

最高行政裁判所は、知的財産裁判所の判決を維持して、林○○の上訴を棄却する決定を下した。(2020年10月)

J201006Y8

J201006Z8

04 台湾の科学研究開発力を評価、「2020 R&D 100 Awards」で台湾が大賞7件を受賞

「テクノロジー産業のアカデミー賞」と呼ばれる米「R&D 100 Awards」の2020年受賞者が発表された。経済部(Ministry of Economic Affairs)の管轄下にある研究開発法人だけでも大賞6件を受賞して、13年連続受賞の快挙を成し遂げた。

経済部の技術処(Department of Industrial Technology)による「科学技術開発プログラム(Technology Development Programs)」と能源局(Bureau of Energy)による「業界エネルギープロジェクト(Industrial Energy Projects)」のサポートを受けて、今年受賞した技術には、

工業技術研究院 (ITRI、以下「工研院」) の「色素増感太陽電池のスマートホームへの応用技術 (Dye-sensitized cell (DSC) as Energy source Of Sensors, D-EOS)」、「高エネルギー及び高安全性の樹脂固体電池 (Networked Amide Epoxy Polymer Electrolyte for Solid State Lithium-Ion Batteries, NAEPE)」、「慢性創傷に対するスマートケア (A Smart-Care Solution for Chronic Wound, iSCare)」、金属工業研究発展センター (MIRDC) の「運転状態の風力タービンに対する無人航空機による検査システム (Continuously Rotating Wind Turbine Unmanned Aerial Vehicle Inspection System)」、「制御可能な水反応性マグネシウム合金 (Controllable Hydro-Reactive Magnesium Alloy)」、資訊工業策進会 (III、以下「資策会」) の「デジタルツインによる製造意思決定システム (Production Decision Support System (PDSS) with Digital Twins Solution for Bicycle Industry)」等が含まれ、それらの技術はすでに台湾塑膠工業股份有限公司 (Formosa Plastics Co., Ltd)、台湾中油股份有限公司 (CPC Corporation)、有量科技股份有限公司 (Amita Technologies, Inc.)、格斯科技股份有限公司 (Gus Technology Co., Ltd) 等の企業と提携している。

今年の R&D 100 Awards では、米国以外の機関が受賞したのは 16 件だけで、そのうち台湾が 7 件、日本が 5 件を占めた。これは台湾の科学研究開発力が世界に評価されたことを示すものである。工研院が 13 年にわたって受賞した技術は 44 件に上り、その 9 割がすでに技術移転を通じて応用されており、工研院は産業界のために世界で新たな価値を創出しているといえる。(2020 年 10 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「好神拖」と「真神拖」との商標大戦！

■ ハイライト

承宏国際股份有限公司は 2010 年より「妙煮婦真神拖」を名称として、各大手プラットフォームでモップを販売しており、且つ PR として司会者鄭弘儀を招聘した。しかし業者がかつて知的財産局に「真神拖」商標を登録出願したが、帝凱国際實業股份有限公司が登録している「好神拖」商標と極めて類似するので、拒絶された。「好神拖」もこのため承宏を《商標法》違反として提訴した。新北地方裁判所は、斟酌したところ承宏は 2010 年に「妙煮婦真神」商標を取得し、その後「拖」をつけてモップ商品販売の意味としたが、主観的に「好神拖」商標侵害の犯意があると認定することが難しいので、最終的に承宏の責任者江孝宏に無罪判決を下した。案件はやはり上訴できる。

II 判決内容の要約

台湾新北地方裁判所刑事判決

【裁判番号】108 年智易字第 46 号

【裁判期日】2020 年 02 月 11 日

【裁判事由】商標法

公訴人 台湾新北地方檢察署檢察官

被告人 江孝宏

上記被告人は商標法違反事件で、檢察官より公訴を提起されていた (108 年度偵續一字第 6 号)。本裁判所は次のとおり判決する：

主文

江孝宏無罪の判決を下す。

判決理由の要約

一、公訴趣旨は以下のとおりである。：被告人江孝宏は洋豊股份有限公司（所在地：新北市○○区○○路0号8F、現在承宏国際股份有限公司に名称変更、以下洋豊公司という）の責任者であり、商標登録番号00000000号「好神拖」の登録商標は、帝凱国際實業股份有限公司（以下告訴人会社という）が經濟部知的財産局（以下知財局という）に登録を出願し、2008年12月1日に知財局の登録公告を経て商標権を取得し、モップ、モップ絞り器、バケツ等商品に指定使用し、現在も商標権存続期間であることを知っていた。また被告人はかつて「真神拖」商標をもって知財局に登録を出願したが、2009年11月5日に当該商標が「好神拖」登録商標と類似するので、知財局から棄却された。被告人はまた「妙煮婦真神拖」をもって知財局に登録を出願したが、2010年1月25日に当該商標が「好神拖」登録商標と類似するので、知財局から棄却された。被告人は訴願を提起して經濟部に棄却された後、更に再び行政訴訟を提起した。しかし知的財産裁判所は99年度行商訴字第179号判決をもって棄却した。つまり、被告人は「真神拖」、「妙煮婦真神拖」が「好神拖」登録商標と類似することを知りながら、あえて告訴人会社の同意または許諾を得ずに、2010年間某日から2018年3月12日に警察当局に摘発される時まで、「好神拖」登録商標に類似する「妙煮婦真神拖」商標を使用してモップ類商品を販売し、且つ前記商品販売情報を「PChome」、「MOMO 購物網」、「東森購物網」等販売プラットフォームに掲載し、消費者に誤認混同を生じさせたので、被告人は商標法第95条第3号の商標権侵害罪を犯したと認定した。

二、調べたところ、被告人は販売の目的で、「妙煮婦真神拖」の識別性がある文字を、その販売している販売モップ商品に関する広告に使用し、これは「妙煮婦真神拖」が商標であると同連消費者に認識させるに十分なので、商標法第5条規定の商標使用である。被告人は既に2010年7月13日に「妙煮婦真神」商標を登録出願し、その後2011年10月16日に知財局の登録公告を経て商標権を取得しており、且つ被告人が販売しているものはモップ類商品であるので、被告人は本件発生期間に、権利行使の考えに基づいて「妙煮婦真神」登録商標を使用しており、且つその後販売商品の性質が家庭用モップであるため「拖」の字を付け、商品本体の性質及び用途について説明し、且つウェブページにおいて「360°手押し式回転モップ」、「妙煮婦手押し式回転モップ」、「真新式魔法モップセット」、「足踏み式回転モップ」、「360°手押し式回転モップ」等のモップ商品機能を形容する文言を付記したが、これは一般的商業販売の合理的方法であり、告訴人会社は「好神拖」商標権を享有しているというだけで、モップ商品販売時に他人による「拖」の字の使用を禁止してはならず、または一方的に「拖」の字の後に「把」の字を付記するよう要求してはならない。更に、被告人が販売したモップ商品のウェブページを見れば、一部の「妙煮婦」と「真神拖」について分離または別途使用の状況があるが、被告人の前記ウェブページにはいずれも1996年8月1日、1998年4月1日に登録した「妙煮婦」、「MASTER WOK 及び囗妙煮婦」登録商標があり、字体、図案も明確であり、且ついずれも「真神拖」の左側または上側にあり、ウェブページを全体的に観察すれば、明確にその販売しているモップ商品のブランド及び出所（即ち「妙煮婦」）を表示することができ、また被告人が販売している他のモップ商品ではないもの、即ち「妙煮婦」登録商標と商品名称、例えば「妙煮婦カラフルな白いセラミックの焦げ付き防止ポット」、「妙煮婦シーリングスティック」、「妙煮婦チタンナイフ」、「妙煮婦真空保存袋」、「妙煮婦去汚霸」、「妙煮婦濃縮液洗濯槽クリーナー」等は、更に「妙煮婦真神」登録商標をもって「妙煮婦真神切- 勁」商品を販売していて、被告人は同一の販売方法により、その「妙煮婦真神」登録商標を使用し、且つその後に「拖」の字をつけてモップ商品を販売した。被告人が「妙煮婦」と「真神拖」を分離し、または別途使用し、且つ「神拖」の2字を併せて使用したことにより、被告人には主観的に「好神拖」登録商標を侵害する犯意があると認定することは、速断に過ぎると考えられる。

更に告訴代理人呂紹璋弁護士が取調べ時に述べたことによると、告訴人会社が2017年6月頃に洋豊会社が「妙煮婦真神拖」モップ商品を販売していることを発見し、且つ書簡により処理をインターネットプラットフォームに要請した後、洋豊会社の従業員が2017年12月頃にインターネットプラットフォームから通知を受け取った後に、その販売しているモップの商品名称を「妙煮婦真神脱」に変更し、被告人は同年12月21日に知財局に「妙煮婦真神脱」商標を登録出願し、2018年8月1日に登記公告の許可を得て商標権を取得し（登録/審決番号：

00000000 号)、モップ等商品に指定使用しており、存続期間は 2028 年 7 月 31 日までである。よって、もし被告人に確かに「好神拖」登録商標にただ乗りして、その販売しているモップ商品が告訴人会社が製造している関連商品であると一般消費者に誤認させる意図があった場合、引続き「妙煮婦真神拖」、または他の売り手のように「雷神拖」、「真省拖」、「美神拖把」、「大神拖」、「拖神」等同音または類似文字をもって「好神拖」登録商標の知名度にただ乗りしてもよかつたはずであり、先ず多くの広告コストを「妙煮婦」ブランド及び「妙煮婦真神拖」モップにかけて、商品の知名度を向上させた後に、たくさんの資金、時間をかけて従来販売していたモップ商品名称を「妙煮婦真神脱」に変更する必要はないと考えられる。被告人は主観的に「妙煮婦真神」商標権を行使する考えで、且つモップ商品販売のため「妙煮婦真神拖」商標を使用したものであり、「好神拖」登録商標を侵害する犯意はなかった。

以上をまとめると、本件公訴人が訴訟の証明として提出した証拠は、通常一般の人々が疑いをもつほどのものではなく、被告人が確かに公訴の要旨のように商標法第 95 条第 3 号に違反して商標権侵害犯行が事実であると確信できる程度に達していないので、本裁判所は当然被告人有罪の確信を形成することはなく、被告人の犯罪について証明することができないので、前記説明を見れば、当然被告人無罪の判決を下すものである。

2020 年 2 月 11 日
刑事第四法廷裁判官 洪振峰



台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2020 TIPLo, All Rights Reserved.